

世田谷区環境基本計画（後期）

2020年度（令和2年度）～ 2024年度（令和6年度）



世田谷区



はじめに

近年、地球温暖化は私たちの暮らしに深刻な影響を及ぼしつつあり、夏の気温上昇、台風の勢力拡大、集中豪雨と都市型災害など、異常気象に伴う被害が日本各地で頻発しています。また、プラスチック製品が散乱ごみとして河川から海洋へ流出し、微細なマイクロプラスチックとなって広がり、生態系への影響が懸念されています。

区はこれまで、こうした環境問題に対応するため、「世田谷区環境基本計画」を策定し、区を取り巻く環境の変化などに応じ、計画内容の拡充を図り、環境施策を展開してきました。この度、平成27年度（2015年度）を初年度とする現在の計画についての間見直しを行い、後期計画として取りまとめました。

今回の計画改定では、区のめざす環境像である「自然の力と人の暮らしが豊かな未来をつくる～環境共生都市せたがや～」の実現に向けて、国際社会の共通の目標である「持続可能な開発目標（SDGs）」の考え方を活用し、環境と福祉、教育、防災、まちづくりなどの様々な分野を有機的につなぎ、課題解決に取り組んでまいります。

また、区民、事業者の皆さんに積極的に参加していただき、区と連携協力して進める取組みとして、新たに7つの「協働リーディングプロジェクト」を掲げました。ぜひ事業にご賛同いただき、積極的にこの取組みにご参加をいただければと思います。

計画の改定にあたり、ご議論、ご助言をいただきました区議会、環境審議会及び、パブリックコメントや区民説明会の場において貴重なご意見をいただいた区民・事業者の皆さんに心より御礼を申し上げます。

令和2年3月

世田谷区長 保坂 展人

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
1-1：環境基本計画策定に当たっての基本的視点と見直しの必要性.....	1
1-2：国際社会の動向.....	2
1-3：国の動向.....	4
1-4：東京都の動向.....	6
1-5：世田谷区環境基本計画の目的等.....	8
1-6：計画期間.....	9
1-7：「環境」のとらえ方と対象とする範囲.....	10
第2章 世田谷区の環境の現状と課題	11
2-1：人口・社会・産業の動向.....	11
2-2：みどり.....	14
2-3：エネルギー.....	19
2-4：地球温暖化.....	23
2-5：都市環境.....	30
2-6：生活環境.....	34
2-7：ごみ減量・資源循環.....	38
2-8：世田谷区の環境の現状と課題のまとめ.....	40
第3章 世田谷区のめざす環境像	41
3-1：世田谷区のめざす環境像.....	41
3-2：めざす環境像の実現のための取組み.....	43
第4章 計画の基本理念・目標及び取組み	48
4-1：区民・事業者・区の環境に配慮した行動の基本理念と役割.....	48
4-2：計画の基本目標.....	49
4-3：区民・事業者の取組み（区民・事業者の環境行動指針）.....	52
4-4：区の施策.....	63
基本目標1 みどりの豊かな潤いのあるまちをつくります.....	63
基本目標2 脱炭素社会に役立つエネルギーの利用拡大と創出をめざします.....	72
基本目標3 環境負荷を抑えたライフスタイルを確立します.....	79
基本目標4 地球温暖化に対応し安心して暮らせる地域社会をつくります.....	96

基本目標 5 快適で暮らしやすい生活環境を確保します	105
----------------------------	-----

第5章 区民・事業者との協働リーディングプロジェクト…………… **110**

基本目標 1 みどりの豊かな潤いのあるまちをつくります	111
基本目標 2 脱炭素社会に役立つエネルギーの利用拡大と創出をめざします	113
基本目標 3 環境負荷を抑えたライフスタイルを確立します	116
基本目標 4 地球温暖化に対応し安心して暮らせる地域社会をつくります	120
基本目標 5 快適で暮らしやすい生活環境を確保します	122

第6章 計画の推進体制及び進行管理…………… **124**

6-1：計画の推進体制	124
6-2：計画の進行管理	125

巻末資料編…………… **131**

資料 1 世田谷区環境基本条例	132
資料 2 「世田谷区環境基本計画」策定の経緯	136
資料 3 世田谷区環境に関する区民意識・実態調査（概要版）	142
資料 4 「世田谷区環境基本計画」現行計画の評価と課題	155
参考資料 前期計画策定以降の「重視すべき主要な取組み」に関する 予算事業費の推移	177
資料 5 区民・事業者の環境行動指針と関連する区の施策	178
資料 6 用語集	186

- ◆文中や図表に付けた「注」は、当該ページに説明文を記載しています。
- ◆文中や図表中で「*」を付けた用語については、資料編の用語集に説明文を記載しています。

第1章 計画の基本的事項

1-1：環境基本計画策定に当たっての基本的視点と見直しの必要性

世田谷区は、1996年（平成8年）に「世田谷区環境基本計画」を策定し、環境保全に関する施策を推進してきました。

その後、2000年（平成12年）、2005年（平成17年）、2010年（平成22年）、2015年（平成27年）と、その時々における社会状況や世田谷区を取り巻く環境の変化などに応じて、計画を見直し施策を展開してきました。

しかし、以下のように、世田谷区としても、国際社会、国や東京都等の動向を踏まえ、持続可能な社会を構築していくことがより一層求められています。

2015年（平成27年）の見直しでは、2011年（平成23年）3月11日の東日本大震災による影響が大きく反映されています。この震災による、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故の災禍は、想定を超えた災害に対する既存の社会システムの脆さをあらわにし、また、大量の資源・エネルギーを消費する社会のあり方を見つめ直すこと、自然との関わり方や安全・安心の視点を含めて社会を持続可能なものへと見直していくことの必要性を多くの国民に意識させるきっかけとなりました。

また、近年では、2019年（令和元年）10月に関東甲信地方、東北地方等で台風第19号の影響から豪雨となり、区内においても多摩川の氾濫による被害が発生しました。区内では、これまでも記録的な猛暑や短時間豪雨などが発生しており、地球温暖化の影響が一因として考えられる災害等の被害は深刻さを増しています。今後ますます自然環境が持つ公益的な機能を高めるためのグリーンインフラの観点から取組みを進め、防災・減災対策に努めていく必要があります。

国際社会においては、2015年（平成27年）に国際連合で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」をはじめ、地球温暖化対策の新たな国際的枠組みである「パリ協定*」の発効など、脱炭素*化や資源循環等をより一層加速させ、「持続可能な社会」の構築をめざした取組みが進められています。

そのような国際社会の流れを汲み、国は2016年（平成28年）に「パリ協定」を踏まえた「地球温暖化対策計画」を、2018年（平成30年）には、環境施策を通じて持続可能な経済・社会を実現するため、「第五次環境基本計画」を閣議決定しました。

また、東京都は2016年（平成28年）に「東京都環境基本計画」を策定し、「世界一の環境先進都市・東京」の実現に向けて環境施策を推進しています。

以上のようなことから、区民、事業者、各活動団体等の一人ひとりが地球規模における環境問題に対する意識を持ち、日常生活や事業活動の場面から環境負荷の少ないライフスタイル・ビジネススタイルへと転換していくことがますます重要となってきました。区としても区民、事業者等の取組みを積極的に支援していくとともに、率先して環境配慮行動を進めていく必要が一層高まっています。

そこで、2015年（平成27年）3月に策定した「世田谷区環境基本計画」の各施策の進捗状況について、点検・評価を行いました。この結果、各施策において一定の効果が見受けられましたが、目標値との開きがある施策も明らかになりました。これを受け、世田谷区を取り巻く社会状況に対応していくとともに、「世田谷区のめざす環境像」や「基本目標」の実現に向けて、関連計画との一層の連携強化を図るため、前期計画を見直し、世田谷区環境基本計画（後期）（2020年度（令和2年度）～2024年度（令和6年度））を策定することとしました。

今後はこの計画に基づき、区は環境に関する施策全般を計画的に推進し、多くの区民、事業者の皆さんと連携して「環境共生都市せたがや」の実現に向け、取り組んでいきます。

1-2 : 国際社会の動向

(1) 持続可能な開発目標 (SDGs : Sustainable Development Goals)

2001年(平成13年)に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)*の後継として、2015年(平成27年)9月の「国連持続可能な開発サミット」において、150を超える加盟国首脳が参加の下、2030年(令和12年)までの国際的な目標として「持続可能な開発目標(SDGs)」が採択されました。

SDGsは、「誰一人取り残さない(no one will be left behind)」を理念として掲げ、格差の問題をはじめ、持続可能な消費や生産、気候変動対策など、発展途上国のみならず先進国を含む全ての国において必要となる普遍的な目標です。

この目標は、「途上国の貧困」「教育」「保健」等の課題に加え、持続可能な開発の3本柱とされる「環境面・経済面・社会面」の課題の全てに幅広く対応し、調和させるものであり、17の目標とそれらに付随する169のターゲットから構成されています。

SDGsの特徴としては、環境分野としての個々の取組みに限らず、福祉、教育、防災、まちづくりなど、内容が多岐にわたることが挙げられます。このことから、あらゆるステークホルダーが参画するパートナーシップを構築し、分野横断的な取組みとして推進していくことが望まれます。

日本では、国が2016年(平成28年)12月に「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」を決定したことにより、東京都をはじめとする地方自治体や産業界でもSDGsの考え方を取り入れる動きが広がっています。

こうした動きを踏まえ、人口増加と多様化が進む世田谷区としても、「環境・経済・社会」の統合的向上を図ることが結果として、「諸課題の同時解決」につながることを認識し、環境の側面から積極的に取り組んでいきます。さらに、SDGsの達成に向けた分野横断的な取組みを全庁的に推進するため、進捗状況を適切に把握するとともに、世田谷区全体としての合意形成を図ります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



図：「持続可能な開発目標 (SDGs)」における17の目標

出典：国際連合広報センター

(2) パリ協定

2015年（平成27年）12月にフランスのパリで開催された「気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）」において、2020年（令和2年）以降における地球温暖化対策に関する新たな法的枠組みとして、「パリ協定」が採択されました。

世界の平均気温の上昇について、産業革命以前に比べ、2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑えるために努力していくこと等を目標としており、そのために、今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出を実質ゼロにすることをめざしています。

この「パリ協定」の採択を受け、国際社会では、温室効果ガス*排出量の削減等の「緩和策*」に加え、地球温暖化が原因と考えられる豪雨や猛暑日の増加など、気候変動*による影響や中長期に不可避な影響に対する「適応策*」についての取組みが進められています。

これを受け、国は、国民と事業者が取り組むべき事項をはじめ、国や地方公共団体の計画的な取組みを促す「地球温暖化対策計画」を2016年（平成28年）5月に閣議決定し、日本が地球温暖化対策に関してめざす方向について、科学的な知見に基づき、国際的な協調のもとで率先して取り組むとしています。

温室効果ガス排出量については、2030年度（令和12年度）時点に2013年度（平成25年度）比で26.0%の削減を図り、目標の達成に向けた取組みを進めていくこととしています。

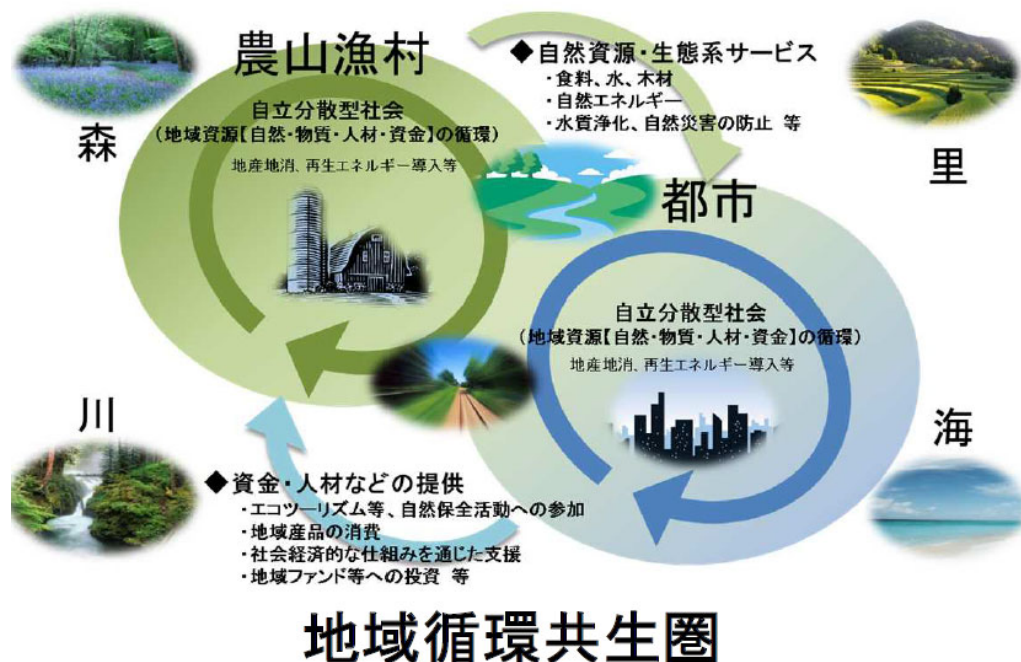
世田谷区では、2018年（平成30年）3月の「地球温暖化対策地域推進計画」の策定をはじめ、自治体間連携による再生可能エネルギー*の導入拡大や区役所本庁舎への再生可能エネルギー100%電力の導入など、積極的に地球温暖化対策に取り組んでいますが、今後も人口や世帯数の増加が見込まれることから、引き続き環境にやさしいエネルギーを利用し、脱炭素社会の実現に向けて着実に歩みを進めていきます。

1-3 : 国の動向

(1) 第五次環境基本計画

「環境基本法第15条」に基づき、我が国の環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めた「第五次環境基本計画」が2018年（平成30年）4月に閣議決定されました。

- 「SDGs」の考え方を活用し、「環境・経済・社会」の統合的向上の具体化に向けた、分野横断的な6つの重点として、①持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築 ②国土のストックとしての価値の向上 ③地域資源を活用した持続可能な地域づくり ④健康で心豊かな暮らしの実現 ⑤持続可能性を支える技術の開発・普及 ⑥国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と戦略的パートナーシップの構築を設定し、環境政策を通じた「経済社会システム」「ライフスタイル」「技術」など、あらゆる観点からイノベーションを創出する。
- 経済・社会的課題の「同時解決」を実現し、将来に渡って質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていく。
- 「地域循環共生圏*」を創造し、各地域が「自立・分散型の社会」を形成しつつ、地域資源を持続可能な形で最大限活用して「経済・社会活動」を向上させる。
- 地域の特性に応じ、資源を補完して支え合う取組みを推進するとともに、より幅広い関係者間で連携を図る。



- 各地域がその特性を生かした強みを発揮
→地域資源を活かし、**自立・分散型の社会**を形成
- 地域の特性に応じて補完し、**支え合う**

図：「第五次環境基本計画」の概要

出典：第五次環境基本計画

(2) SDGs（持続可能な開発目標）

国は2016年（平成28年）5月に内閣総理大臣を本部長として、全ての閣僚を構成員とした「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」を内閣に設置しました。さらに、2016年（平成28年）12月に日本におけるSDGsの実施指針が決定され、その後、2019年（令和元年）12月に改定が行われました。その中で、以下の表に記載のある8つの優先課題に取り組むと同時に、地方自治体に対し、各種計画や戦略、方針の策定及び改定の際には、SDGsの要素を最大限反映させ、SDGsの達成に向けた取組みを促しています。

世田谷区としても、「第五次環境基本計画」で示されたSDGsの考え方を活用し、幅広い関係者間において連携を図ることで、「環境・経済・社会」の統合的向上による諸課題の同時解決を進めていく必要があります。世田谷区では、これまで他の自治体との再生可能エネルギー供給による地域間連携を進めており、今後も区内でのエネルギーの地産地消を進めるとともに、他の自治体との連携によって地域循環共生圏の構築に貢献していきます。

「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」における8つの優先課題

①あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現（People）
②健康・長寿の達成（People）
③成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション（Prosperity）
④持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備（Prosperity）
⑤省・再生可能エネルギー、気候変動対策、循環型社会（Planet）
⑥生物多様性、森林、海洋等の環境の保全（Planet）
⑦平和と安全・安心社会の実現（Peace）
⑧SDGs 実施推進の体制と手段（Partnership）

出典：持続可能な開発目標（SDGs）実施指針を基に作成

1-4：東京都の動向

(1) 東京都環境基本計画

東京都は、「東京都環境基本計画2016」を2016年（平成28年）3月に策定しています。「東京都長期ビジョン」で示された環境政策を進化・発展させ、「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」と大会後を見据え、環境政策と経済成長を両立させた「世界一の環境先進都市・東京」を将来像として掲げています。

また、「2020年に向けた実行プラン」で掲げられたスマートシティやセーフティに関連する各種気候変動対策をはじめ、「食品ロス削減・東京方式」の確立や「プラスチックの持続可能な利用に向けた施策のあり方」の策定など、環境の側面からもSDGsの達成に貢献していくとしています。

世田谷区としても、東京都が行う各種環境施策を補完する取組みを、基礎自治体という立場から着実に推進していくことはもちろんのこと、広域的な連携が必要となる環境の課題については、東京都と連携し、解決していく必要があります。

将来像	「世界一の環境先進都市・東京」の実現
目標年次	2020年/2030年
施策展開の視点	◆最高水準の都市環境の実現◆サステナビリティ◆連携とリーダーシップ
政策1	スマートエネルギー都市の実現
	<ul style="list-style-type: none"> ●2030年までに温室効果ガス排出量を30%削減（2000年比） ●2030年までに再生可能エネルギーによる電力利用割合30%程度 ●2030年までに燃料電池自動車20万台、水素ステーション150か所 ≪中小規模事業所等への取組支援、住宅の省エネ性能向上、地産地消型再生可能エネルギー導入の拡大、水素エネルギーの普及・拡大≫
政策2	3R・適正処理の促進と「持続可能な資源利用」の推進
	<ul style="list-style-type: none"> ●2030年度の一般廃棄物リサイクル率37% ●2030年度に最終処分量を25%削減（2012年度比） ≪食品ロス削減の促進、事業系廃棄物のリサイクルの促進、先進企業等と共同したモデル事業の実施、新たなスタイルによる公共空間の美化≫
政策3	自然豊かで多様な生きものと共生できる都市環境の継承
	<ul style="list-style-type: none"> ●2030年度に保全地域等での自然体験活動参加者数延べ5万人 ●自然公園の潜在的な魅力の掘り起し ≪花と緑による都市環境の向上、生物多様性に配慮した緑化の推進、多様な主体の参画による自然環境の保全、新たな時代にふさわしい自然公園のあり方検討≫
政策4	快適な大気環境、良質な土壌と水循環の確保
	<ul style="list-style-type: none"> ●2030年度までに全ての観測局における光化学オキシダント濃度を0.07ppm以下 ●真夏に人々の感じる暑さが軽減されるエリアの増加 ≪低NO _x ・低CO ₂ 小規模燃焼機器の普及拡大、暮らしに身近なVOC商品の選択促進、クールスポットなど暑熱環境の改善≫

政策5	環境施策の横断的・総合的な取組
	<ul style="list-style-type: none"> ●多様な主体との連携、世界の諸都市との技術協力等の推進 ●環境学習、環境広報の充実強化 <p>≪世界の諸都市との政策連携・技術協力、都民・NGO/NPO・企業等との連携、次世代の人材育成等の充実・強化、東京都環境科学研究科の機能強化≫</p>

図：「東京都環境基本計画2016」の概要

出典：東京都環境基本計画を基に作成

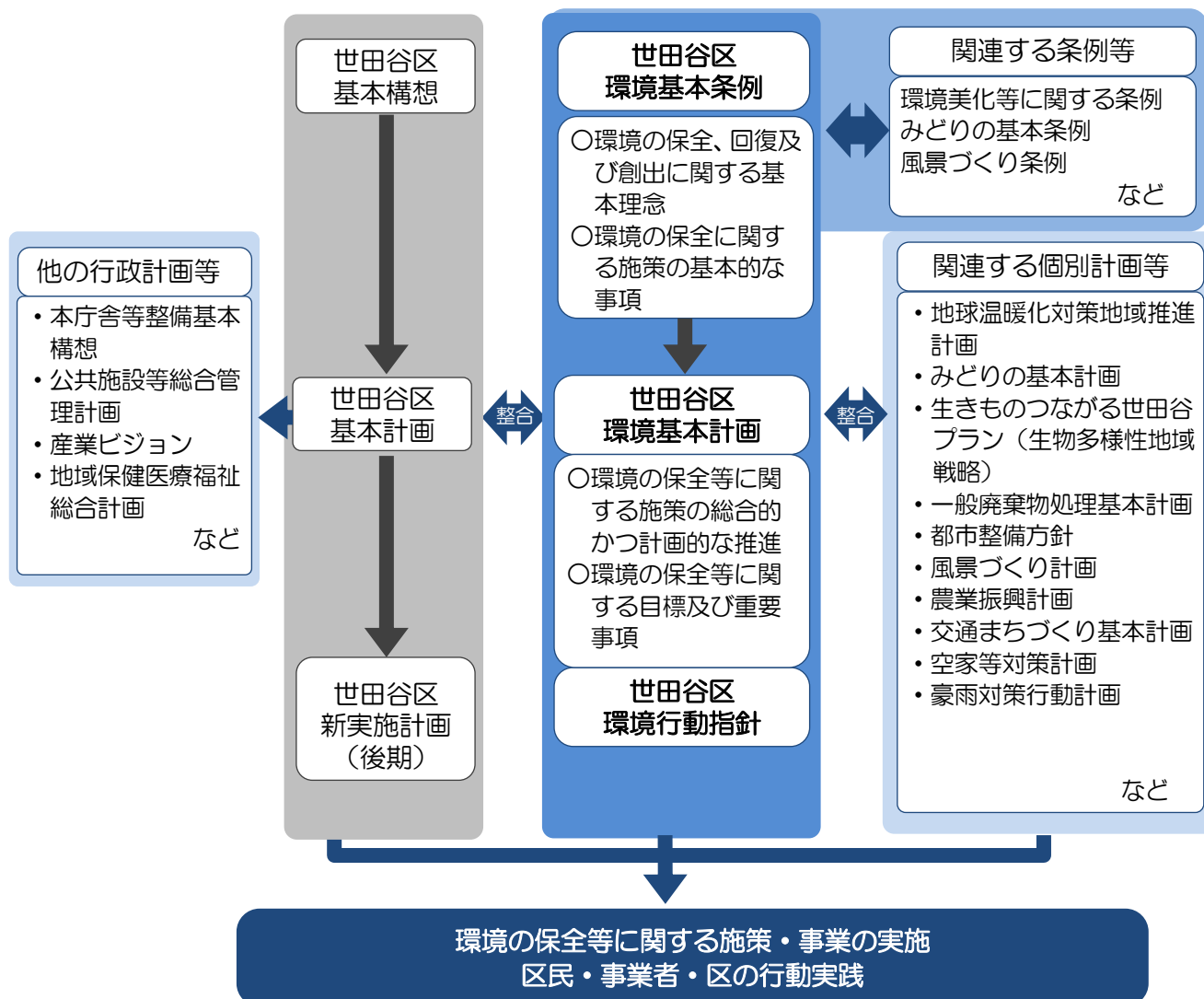
- 第1章
- 第2章
- 第3章
- 第4章
- 第5章
- 第6章
- 資料編

1-5 : 世田谷区環境基本計画の目的等

世田谷区環境基本計画は、世田谷区環境基本条例第7条の規定に基づき、環境の保全、回復及び創出（以下、「環境の保全等」という。）に関する施策を計画的に推進するために策定するものであり、環境の保全等に関する目標と方針等を定めるものです。

環境の保全等に関する目標を実現するためには、区民・事業者・区による自主的かつ積極的な行動が必要です。そのため、世田谷区環境基本条例第8条の規定に基づく「世田谷区環境行動指針」についても、この計画に含むものとして策定します。

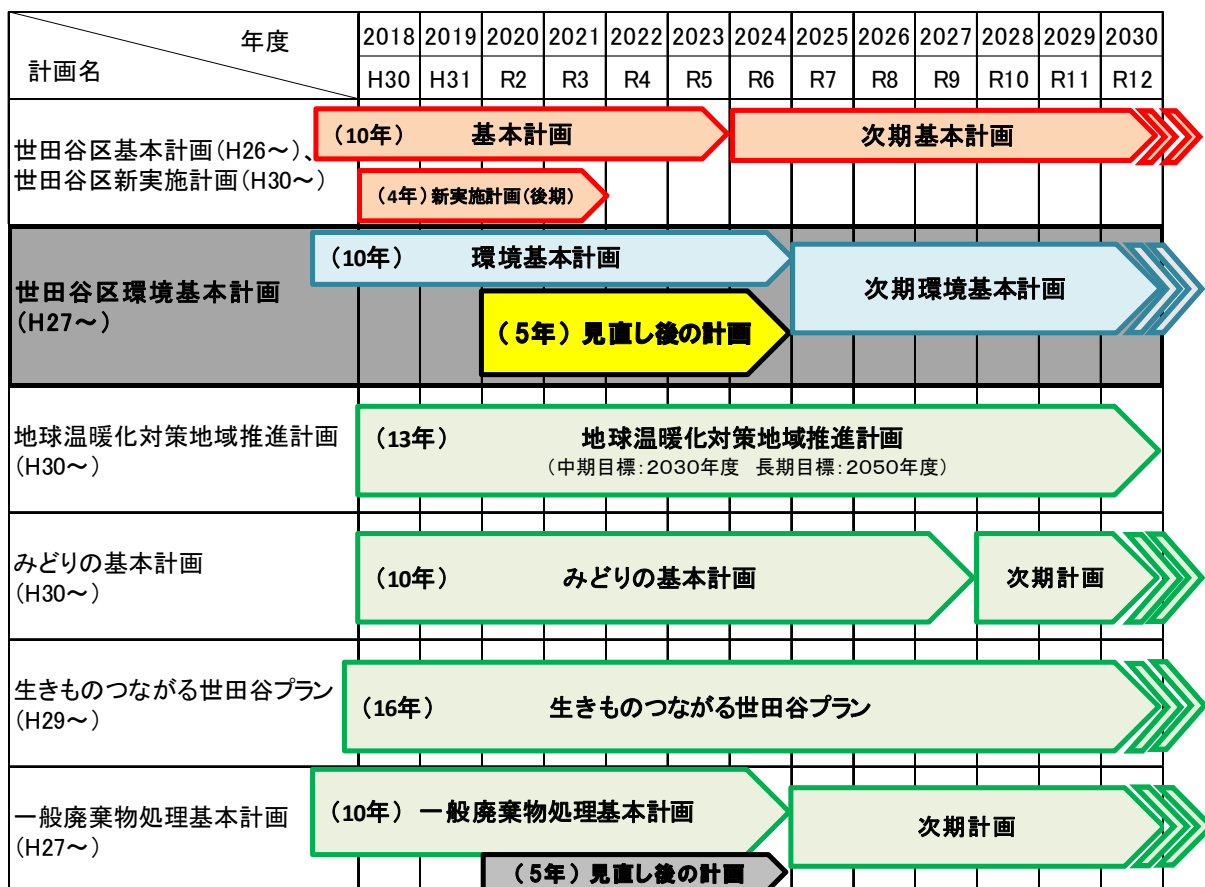
なお、この計画は、区が定める「世田谷区基本計画」や「世田谷区新実施計画（後期）」、「地球温暖化対策地域推進計画」、「一般廃棄物処理基本計画」、「みどりの基本計画」、「生きものつながる世田谷プラン～生きもの元気！ひと元気！生物多様性地域戦略～」等、他の行政計画と補完・連携し合うものとして位置付けられるものです。また、他の行政計画のように、分野によって詳細な個別計画がつくられるものもありますが、環境基本計画に基づき施策を実施するものもあります。



図：計画の位置付け

1-6 : 計画期間

2015年（平成27年）策定の環境基本計画は計画期間を10年間（2015年度（平成27年度）～2024年度（令和6年度））としています。この度、計画の中間年度を迎えたことで、残りの5年間を見据え、パリ協定の採択を踏まえた国の「地球温暖化対策計画」及び「世田谷区地球温暖化地域推進計画」（2018年（平成30年）3月策定）などの関連計画との整合を図るとともに、区民と事業者との協働による環境保全活動の一層の推進を図るため、中間見直しを行います。



図：計画期間

1-7: 「環境」のとりえ方と対象とする範囲

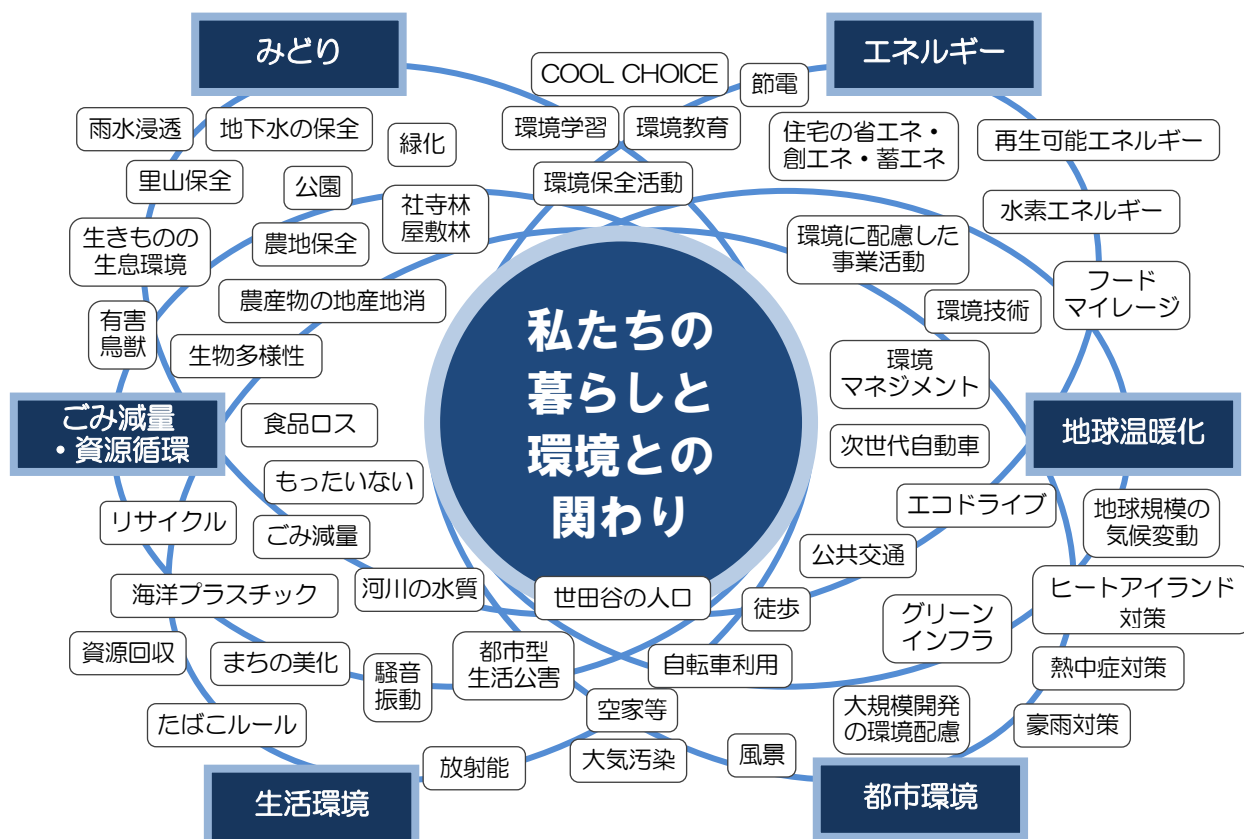
世田谷区環境基本条例では、環境の保全等を図るに当たって、施策の策定及び実施によって確保すべき事項を次のように定めています。

世田谷区環境基本条例

第4条 区は、環境の保全等を図るに当たっては、次に掲げる事項の確保を旨として、基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- (1) 公害の防止
- (2) 水、緑、生き物等からなる自然環境の保全等
- (3) 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保
- (4) 人と自然との豊かな触れ合いの確保、良好な景観の保全等及び歴史的文化的遺産の保全
- (5) 安全で暮らしやすい都市環境の整備
- (6) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量
- (7) 地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全
- (8) 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷を低減すること等

環境とは、人や生きもののあらゆる活動の共通の基盤となるものです。この計画では、環境について、個人の身近な日常生活のレベルから、地域、都市、地球環境のレベルまで幅広くとらえ、日常生活や事業活動など様々な人間活動・社会活動により環境に影響を与える現象や都市の社会資本や住宅の整備、防災や都市の安全性、快適性に関連する要素も環境施策の視野に入れて考えるものとし、次の第2章では、区の環境に関する取組み状況について、今回の見直し時に実施した点検・評価の結果を踏まえ、以下の図中の6つの分野における環境の現状と課題を整理します。



図：対象とする範囲